


庁議付議事案書

開催・令和4年3月30日

所管部課	総務部 文書課		部長	阿部 晴彦		
件名	東大和市公文規程の一部を改正する訓令について					
		区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>令和4年1月11日に内閣官房長官通知「「公用文の作成の考え方」の周知について」が発出され、「公用文改善の趣旨徹底について」が廃止された。本廃止により、その別紙である「公用文の作成要領」も廃止となり、本規程に引用条文があることから、改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>第5条第5項中「公用文作成の要領（昭和27年4月4日内閣閣令第16号）」を「「公用文作成の考え方」の周知について（令和4年1月11日付け内閣文第1号内閣官房長官通知）」に改める。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>令和4年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>文書事務を適切に行うことができる。内部の事務処理に関する改正であるため市民への影響はない。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和4年3月 文書課審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議報告後、速やかに改正手続を進める。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。